



復興庁

Reconstruction Agency

平成25年度 税制改正要望

平成24年10月23日
復興副大臣 黄川田徹

目 次

1. 福島関係

- ①避難解除区域に係る特例措置の避難指示解除準備区域への拡大……………1頁
- ②避難解除区域等に係る特例措置の新規事業者への適用……………2頁

2. 復興特区関係

- ①特定の住宅団地の用地に供するための土地譲渡所得5,000万円特別控除の適用…3頁
- ②復興特区法第42条に係る対象事業の追加(その1)……………4頁
- ③復興特区法第42条に係る対象事業の追加(その2)……………5頁

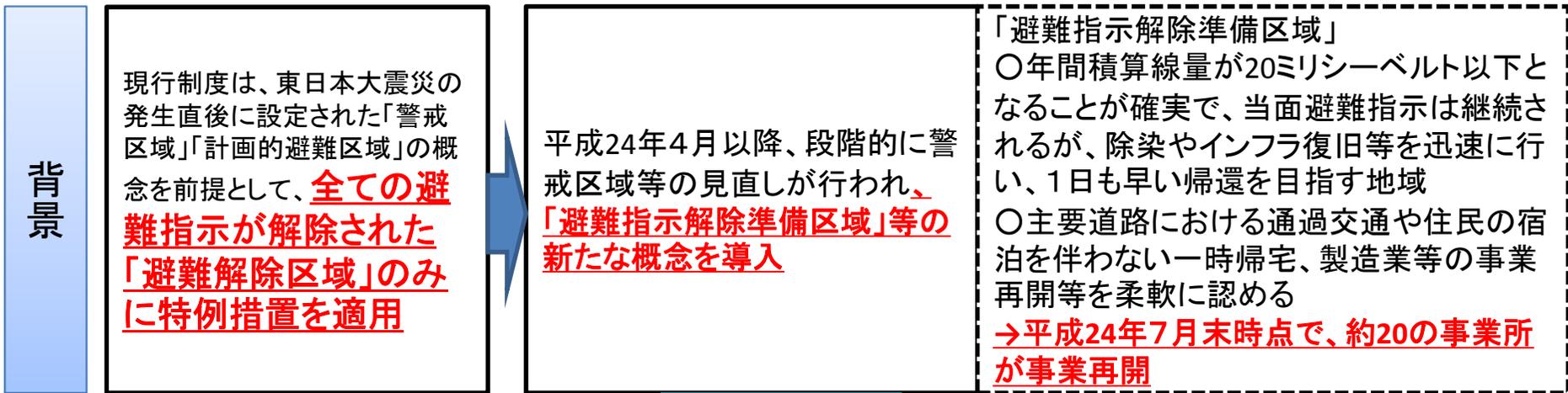
3. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

- ①「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用……………6頁
- ②「東日本大震災事業者再生支援機構」の買取債権に係る手続簡素化……………7頁

1. 福島関係

①避難解除区域に係る特例措置の避難指示解除準備区域への拡大

	対象地域	特例措置
現行制度	避難解除区域	機械、建物等事業用設備に係る特別償却等 (例)機械装置→即時償却または15%税額控除を選択(法人税額の20%を限度。4年間繰越控除可)
		被災被用者を雇用している場合の税額控除 被災被用者に対する給与等支給額の20%を税額控除(法人税額の20%を限度)

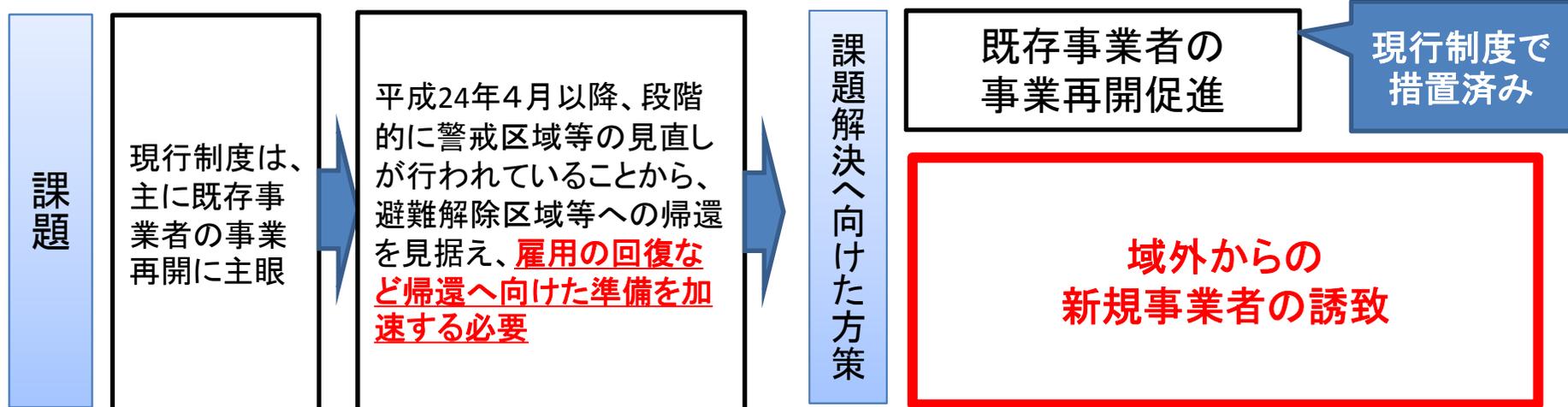


1. 福島関係

②避難解除区域等に係る特例措置の新規事業者への適用

	対象地域	対象者	特例措置	
現行制度	避難解除区域	既存事業者 (注)	機械、建物等事業用設備に係る特別償却等	(例) 機械装置→即時償却または15%税額控除のいずれかを選択 (法人税額の20%を限度。4年間繰越控除可)
			被災被用者を雇用している場合の税額控除	被災被用者に対する給与等支給額の20%を税額控除(法人税額の20%を限度)

(注)平成23年3月11日時点で避難対象区域内に事業所を有していた者



改正内容

避難解除区域等に適用されている特例措置の対象に、域外からの新規事業者を追加

2. 復興特区関係

①特定の住宅団地の用地に供するための土地譲渡所得5,000万円特別控除の適用

現状

○被災者のための住宅団地の整備を円滑に進めるため、住宅団地の用地を譲渡する者に対し、所得税等に係る課税の特例措置が講じられている。

- ・特定住宅被災市町村の区域内にある土地等が、平成28年3月31日までの間に、**復興事業等**の用に供するために、地方公共団体に買い取られる場合・・・**2,000万円**の特別控除 ← 東日本大震災に係る課税の特例措置
 - ・土地収用法、都市計画法等の規定に基づき収用される場合
 - ・収用権を背景に買い取られる場合
 - ・50戸以上の一団地の住宅経営に係る事業の用に供するために買い取られる場合
- 5,000万円の特別控除 ← 現行制度の一環としての課税の特例措置

課題

- 多くの土地を**短期間に集中して取得**しなければならない被災地の特殊事情
- 適地が少ない中で、住民の意向を踏まえた用地選定により、代替地の確保は難しく、用地を譲渡する者は、**事実上収用と同等との認識**
- 用地によっては、譲渡所得が2,000万円を超えるものの、**現行制度では5,000万円の特別控除を適用できない**（移転に係る戸数が50戸未満等）事例が存在し、**地権者間に不公平感**

改正内容

○津波被災地域から復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地（公共施設及び公益的施設の用地を含む。）を収用適格事業に相当するものとして制度上認められた枠組みにより地方公共団体が取得する場合、**5,000万円の特別控除**を適用

- ・津波被災を受けた市町村が作成する復興整備計画に位置づけられた事業の用に供する用地の取得に適用
- ・住宅団地の用地として必要不可欠であることを認められた用地の取得に適用

住宅適地の確保が困難な市町村において住宅団地の用地に**必要不可欠な土地に限定して**特例を適用

2. 復興特区関係

②復興特区法第42条に係る対象事業の追加(その1)

「再生可能エネルギー源を活用した小規模なエネルギーの供給に関する事業」

現状

- 復興推進計画の区域において、法施行規則に列挙する「地域の課題の解決のための事業」を行う株式会社により発行される株式を払込みにより取得
⇒その取得に要した金額(1,000万円を限度)について寄附金控除の適用が可能(法第42条)
- 法施行規則第1条第1項第4号において「農業資源に由来する再生可能エネルギー源を活用したエネルギーの供給に関する事業」を規定

課題

- 再生可能エネルギーの導入促進が急務
- 土地利用を調整しながら、限られた土地の効率的な活用が課題

○復興基本方針における復興施策としても明記「地域の特性を踏まえ、太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電、中小水力発電等の導入を促進する。」(東日本大震災からの復興の基本方針p.22)

改正内容

○法施行規則の規定に「集団移転促進事業※に係る移転先の土地の近隣の土地において太陽光発電装置を設置することにより行う発電に関する事業」
その他の再生可能エネルギー源を活用した小規模のエネルギー供給に関する事業」を追加

※ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号)第2条第2項に規定する集団移転促進事業をいう。

⇒地域・コミュニティの実情に合った再生可能エネルギーによる発電を幅広く推進

【具体的な事業イメージ】

- 高台に移転した集落が移転元の津波浸水区域に太陽光パネルを設置
- 高台に移転した集落の団地脇にタワー型の風力発電設備を設置
- 高台近隣の河川等で高低差を利用して水路式発電設備を設置



蓄電池と併用することで系統停電時に電力の地産地消が可能
⇒事業の展開により地域における防災力の向上にも寄与

2. 復興特区関係

③復興特区法第42条に係る対象事業の追加(その2)

「虐待を受け、又は受けているおそれのある障害者の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業」

現状

○復興推進計画の区域において、法施行規則に列挙する「地域の課題の解決のための事業」を行う株式会社により発行される株式を払込みにより取得

⇒その取得に要した金額(1,000万円を限度)について寄附金控除の適用が可能(法第42条)

○法施行規則第1条第1項第4号においては、以下のとおり事業を規定

児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為

若しくは

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第4項及び第5項に規定する行為

これらの行為を受け、又は受けているおそれのある児童、高齢者及び配偶者等の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業

具体的には、「身体的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト」等が規定されている

この事業を行う株式会社の株式を払込みにより取得した個人について、寄附金控除の適用が可能

○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定

○同法第2条第6項から第8項までに、児童虐待・高齢者虐待と同様の行為を「障害者虐待」として規定

改正内容

○法施行規則第1条第1項第4号の規定に、以下の行為を追加

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第6項から第8項までに規定する行為

虐待を受ける障害者の保護を行う会社へ出資をした個人も、寄附金控除の適用が可能になる

3. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

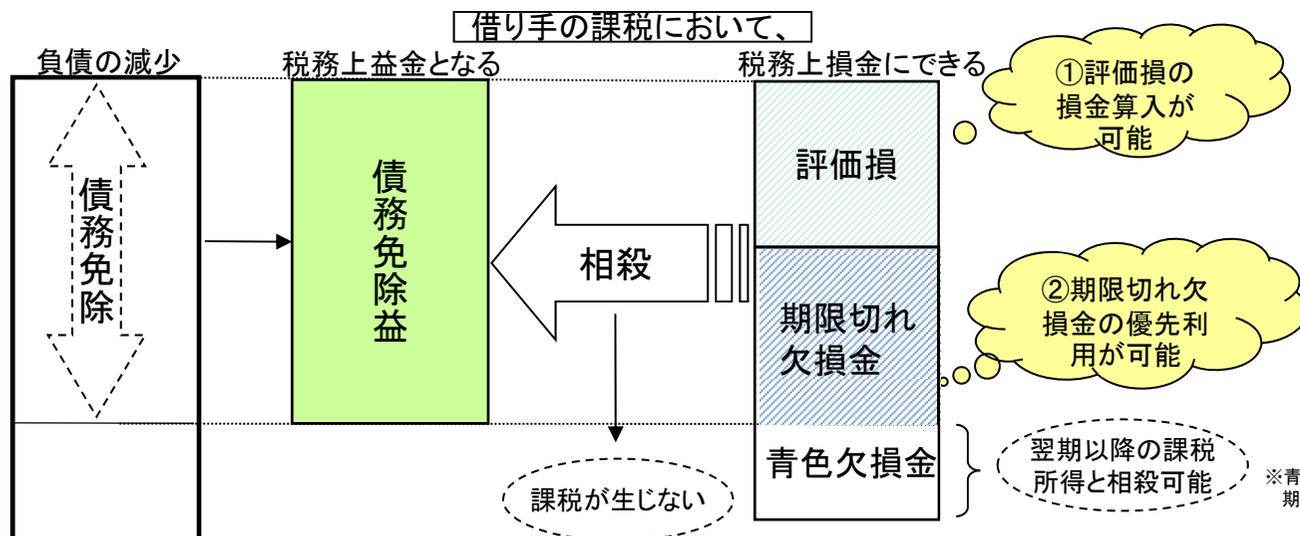
①「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用

【現状及び問題点】

- 債務者の事業再生を図るために債権放棄を行った場合、債務者には債務免除益が発生し、課税対象となる。
 - しかし、企業再生支援機構や整理回収機構等が債権放棄する場合、「企業再生税制」が適用され、資産の評価損の損金算入や、青色欠損金に優先した期限切れ欠損金の活用により、被災事業者の課税負担の削減が可能（通常、「企業再生税制」の適用には一定の要件の充足が必要）。
- ➡ 東日本大震災事業者再生支援機構・産業復興機構の場合は「企業再生税制」の一部のみ適用（期限切れ欠損金の利用が可能。ただし、青色欠損金に優先しない）。

被災事業者の確実な事業再生を図るため、「企業再生税制」同等の措置を要望。
また上記措置を実施する場合、震災支援機構・産業復興機構が単独で債権放棄する場合についての適用も併せて要望

○「企業再生税制」の概要



○「企業再生税制」の主な要件

- 公表された債務処理の準則(支援協等の準則)に従って計画が策定されていること
- 2以上の金融機関による債権放棄が行われていること(ただし、政府関係金融機関、企業再生支援機構又はRCCの場合は単独の債権放棄でも可)

※青色欠損金…通常所得と相殺可能な9年分の繰越欠損金
期限切れ欠損金…通常所得との相殺期限(9年間)が切れた欠損金

3. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

②「東日本大震災事業者再生支援機構」の買取債権に係る手続簡素化

【現状及び問題点】

○ 東日本大震災事業者再生支援機構（震災支援機構）が債権買取を行うに伴って、担保不動産の抵当権移転登記が必要になるが、当該抵当権移転登記に係る登録免許税の免除を受けるためには、6大臣（内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣）の証明が必要。

➡ 事務手続が煩雑であり、支援機構による支援決定（債権買取）が増加した場合、迅速な被災事業者の再生支援を阻害。

迅速な被災事業者の再生支援の観点から、事務手続の簡素化をできないか。

○現状の手続

